

平成30年12月21日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

建設公企常任委員長

斯 波 康 晴

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成30年12月11日）

1．議案第59号 川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業に係る契約の締結について

議案の概要

川西市花屋敷団地等建替えに伴うPFI事業を施行するに当たり、事業契約を締結するにつき、議会の議決を求めようとするもので、花屋敷団地等の市営住宅整備業務及び入居者移転支援業務について、民間事業者の技術を活用するとともに、市の財政負担の軽減及び平準化を図ろうとするもの。

質疑の概要

問 今回の契約締結にあたり、一定の金額を市内業者に割り当てることを条件とするなど、市内業者育成に関する市の取り扱いについて伺いたい。

答 本事業では、市内事業者の参画機会を確保するため、事前エントリー制度を実施している。PFI事業者からは、物資調達を含めて3億円超を市内事業者が担う見込みとして提案を受けており、着工に向けて、市内のエントリー企業とPFI事業者が調整のうえ、活用する市内事業者が決定していく形となる。

問 今回の契約において、事業者業務に対する市のモニタリング内容として、住宅整備業務と入居者移転支援業務が予定されているが、その詳細と結果公表の取り扱いについて伺いたい。

答 住宅整備業務では、大きく分けて設計段階と工事段階のモニタリングを想定している。まず、設計段階では要求水準書や事業者の提案に沿って進められているかをチェックするとともに、工事段階では、工程が要求水準書等に適合しているかを確認した上で着工し、さらに工事中においては、基礎や柱など構造上重要な部分などを中心に確認を行うこととなる。なお、中間時点と完了時には契約検査課の協力を得て、担当課とともに二重チェックを行うこととしており、モニタリング結果については、事業終了後のできるだけ早い段階で公表していきたいと考えている。

また、入居者支援業務は、A棟居住者の仮住居の確保とマッチング、引っ越し等の案内や指導、仮移転先での居住状況の把握を行うほか、本移転時の意向確認や部屋の割り振り等が主な内容であり、モニタリングの内容としては、それらの業務が適切に行われ、移転がスムーズに進んでいることを適宜確認するものである。

問 今回の整備工事については、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博により作業従事者の確保などで不安要素があるほか、消費税率の引き上げに伴う影響も加味する必要があるが、これらの点を踏まえた上で、工事の日程や金額を変更することな

く実施できることが担保されているのか伺いたい。

答 市としても懸念されるところであったため、事業者とのディスカッションを経て影響がないことを確認している。なお、入札制度については、工期をはじめとして、市が示した条件を満たしたうえで、実施可能な金額を応札することが大前提であるため、事業者においては、議案で示す工期及び金額で事業実施が可能という確信のもとで入札を行い、その証として契約を締結しているものと認識している。なお、消費税の引き上げについては、現時点で詳細な取り扱いが示されていないが、市としては法令遵守により対応していく考えである。

特記事項 議案質疑資料あり（１．応能応益・段階別家賃の現在と予定家賃、共益費、駐車場費用のそれぞれの比較について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第65号 川西市病院事業における地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案の概要

市立川西病院の運営を指定管理者が行うに当たり、地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等を行うため、条例を制定しようとするもの。

質疑の概要

問 新たに設置する市立川西病院経営評価委員会の詳細については、本条例案可決後、規則により定めるとのことであるが、ここでの評価結果について、どのように指定管理者の経営に反映されていくのかということとあわせて、議会報告等の流れについて伺いたい。

答 指定管理者による現病院の経営は、募集要項等により現状維持を大原則としているが、この評価委員会では、主に経理面のチェックをすることで、経営状態をしっかりと確認していくことが中心となる。また、市民の代表を含めて実施するモニタリングにおいては、事業の質といった面も見ていくような方向で考えている。これらの結果を取りまとめ、議会に報告する機会を設け、意見をいただきながら、さらに事業に反映していくといった仕組みは必要であると考えており、今後、具体的な検討を進め、指定管理者による運営が始まるまで議会へ報告したい。なお、新病院整備後におけるチェックについても協定書に詳細を盛り込む必要があると考えており、この点もしっかり検討していきたい。

問 市立川西病院の看護師となることを前提とした修学資金については、返還免除に関する条例が設けられているが、指定管理者への移行後における当該制度の取り扱いがどのようになるのか伺いたい。

<p>答 現在 29 名に貸し付けており、指定管理者への移行後も通算して条例に規定する在職期間を満たせば返還免除となる。なお、新病院移行後においても指定管理者で同様の奨学金制度を設けていただくこととなっている。</p>
<p>問 議案質疑資料によると、現在のところ看護保健職 39 名、医療技術職 9 名が市事務職への転職を希望しており、病院事務職 11 名を加えると約 60 名を市として受け入れることとなるが、全庁的な定数や配置の見通しについて伺いたい。</p>
<p>答 定数については現在協議中であり、詳細については今後詰めていくことになるが、来年度の事務職の新規採用については凍結しているほか、臨時職員の配置を正規職員に切り替えていく調整も併せて行っている。対象となる可能性がある臨時職員には早い段階で通知して説明を行うなど丁寧な対応に努めてきており、今後とも同様の対応を続けていきたい。</p>
<p>問 保育現場では、かねてから看護保健職の配置を要望しているが実現に至っていない現状にあることから、この機会に専門職として保育所等に配置する考えはないか。</p>
<p>答 市に転職希望の全ての専門職に対して同じ取り扱いができるのかということもあり、移行期である現時点においては、一般事務職として受け入れる方向である。ご指摘の点については、将来的な課題として検討していくことになると考えている。</p>
<p>特記事項 議案質疑資料あり(1.第1条(川西市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)中の改定により予定されるそれぞれの影響人数及び影響額について ほか)</p>
<p>審査結果 原案可決(賛成多数)</p>

3. 議案第 66 号 平成 30 年度川西市一般会計補正予算(第 5 回)

<p>議案の概要 第 1 表 歳出第 2 款総務費のうち第 1 項総務管理費第 7 目公共施設マネジメント費。 第 4 款衛生費のうち第 1 項保健衛生費第 7 目病院費。第 8 款土木費。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

4. 議案第 71 号 平成 30 年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回)

<p>議案の概要 人事異動等に伴う人件費予算の補正及び、換地処分に向けた土地の出来形確認測量について、繰越明許費の設定を行おうとするもの。</p>

質疑の概要

問 土地区画整理事業費において、繰越明許費の補正を行う換地計画・換地処分事業（出来形確認測量委託）の完了時期とあわせて、全ての換地処分が終了する時期について見通しを伺いたい。

答 関連工事の終了が来年3月の予定となっており、その後、出来形確認測量には3カ月程度を要するため、最終的には6月から7月頃の業務完了を見込んでいる。また、換地処分全体については、当初計画で平成31年度の完了を予定していたが、今後、発生する様々な業務を考慮すると、32年度へずれ込む可能性があり、現在、その変更を検討している状況である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第72号 平成30年度川西市水道事業会計補正予算（第1回）

議案の概要

過年度損益修正損の増額並びに消費税及び地方消費税の減額補正。また、期間を平成31年度として、浄水処理に係る薬品購入、水質検査業務委託、量水器の修繕、量水器の購入について債務負担行為を設定するほか、期間を平成31年度から33年度までとして、久代浄水場等施設運転操作監視業務委託にかかる債務負担行為を設定しようとするもの。

質疑の概要

問 量水器の修繕に係る債務負担行為の限度額330万4000円について、2年前と比較すると約60万円減額となっているが、その理由を伺いたい。

答 量水器は法令で使用期間が8年と定められており、量水器の修繕にかかる債務負担行為は、その取り換え分が大半を占めている。単価は過去3～4年で極端な変化はないため、金額の差異については、取り換えを要する量水器の個数が年度によって変動することが主な要因である。

問 浄水処理に係る薬品購入について、債務負担行為限度額が1424万円となっており、2年前と比較して大幅な増額となっているが、その要因を伺いたい。

答 本市では、自己水として井戸から取水を行っており、債務負担行為では、その処理に必要な薬品購入にかかる限度額を設定している。薬品の使用量としては29年度実績と比較して大きな増減が見られないものの、薬品の単価が上昇しており、これが増額要因であると考えている。また、井戸には深井戸と浅井戸があり、年度によってそれぞれの取水量が異なることも金額に変動が生じる要素となっている。

問 量水器を大量発注した場合、不具合や故障が発生する機器が納入される確率が高ま

<p>ることも懸念されるが、これを踏まえて業者選定等で考慮している点を伺いたい。</p> <p>答 量水器は計量法で基準が定められているため、不具合等が発生した事例はほとんどない状況にあるが、仮にそのような事例が発生した場合には、次年度の発注時に入札等への参加業者として選定するか否かを検討することになる。</p> <p>なお、本市では、量水器の取り替え時期を計量法に定められた8年よりも短い7年とし、安全性の確保を図っている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6. 議案第73号 平成30年度川西市下水道事業会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>一般会計繰入金、管渠費、ポンプ場費、総係費、公共下水道整備費の増額補正及び、期間を平成31年度から平成33年度までとして、汚水ポンプ施設保守管理業務委託について債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 汚水ポンプ施設保守管理業務委託について、3年間で8317万2000円を限度額として債務負担行為を設定しようとしているが、受託可能な事業者がどの程度あるのか。また、当該業務は特殊な内容であり、今後、対応可能な業者が減少することや委託金額が高騰することも懸念されることから、事業者の育成を含めた対策などについて、市の取り組み状況を伺いたい。</p> <p>答 事業者としては、市内で3者、市外で51者という状況であるが、緊急時の対応として故障箇所に30分以内で到着できるよう、市内に営業拠点があることを条件としているため、入札に参加できる事業者は限られているのが現状である。このような中、単年契約では事業者として人員の確保等が難しくなっている実情があるため、人員を確保し、技術力が高められるよう、今回からプロポーザル方式により3年間の契約とするものである。</p> <p>問 建設改良費の公共下水道整備費において、工事計画の変更による補償金として1000万円を増額することであるが、これに至る経緯など詳細を伺いたい。</p> <p>答 今回の補正については、錦松台地区の地元住民から水洗化の強い要望を受け、自治会名義となっている道路部分において、当初計画では予定していなかった公共下水道の整備工事を発注しており、当該工事の実施に当たり、上水道・ガス管等に移設する必要が生じたため、これにかかる補償金を増額するものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>